

随意契約（相手方指定）調書

件名	屋外物置設置に係る調査検討業務委託	№5200741
工（納）期	令和8年3月27日	
契約締結日	令和7年10月3日	
契約金額	1, 3 2 0, 0 0 0円（消費税込み）	

契約相手方	一般社団法人荒川区建築設計事務所協会 (法人番号：1011505001547)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	屋外物置設置に係る調査検討業務委託
指名業者 (案)	名 称 一般社団法人荒川区建築設計事務所協会 代表者 代表理事 澤邊 清 所在地 東京都荒川区東尾久3-14-13
特命理由	本件は、西尾久ふれあい館及び西日暮里ふれあい館において、敷地及び建物の状況を把握し、建築基準法の関係法令を遵守して、屋外に物置を適切に設置するための必要な措置について、調査検討を行うものである。 主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本業務委託は、建築物に関して各分野(意匠、構造、設備、積算)の高度な知識及び経験を有する建築士による実施と対象施設の広範囲な調査検討内容の共有を図ることが必要である。 上記事業者は、荒川区を拠点とする各分野(意匠、構造、設備、積算)の建築設計事務所で構成された唯一の区内事業者であり、本件履行において求められる要件を満たす事業者は上記事業者に限られる。 また、平成28年度に対象施設の西日暮里ふれあい館の天井改修設計を受託するなど、区施設における十分な実績があることから、本業務の確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)